

●香川県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年10月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定に係る保安林の所在場所

綾歌郡綾川町羽床下字石内1414の1から1414の3まで、1415の1、1415の3、1416、1419、1425、1442の3、仲多度郡まんのう町造田字城山855の69、字中空1102の1、1111の2、1112の1、1112の3、1112の5、1134の1、三豊市山本町河内字逆瀬2298の27、財田町財田上字合谷5001の49、5001の50、5001の57から5001の59まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに綾川町経済課、まんのう町産業経済課及び三豊市建設経済部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。）